

川西市人権行政推進プラン(第4次改定版)(案)に係る

意見提出手続結果

- 1 意見募集期間 : 令和6年12月18日(水)～令和7年1月17日(金)
- 2 意見提出人数 : 5人
- 3 意見提出件数 : 8件
- 4 提出意見については別紙のとおりです。
お寄せいただいた意見は、それぞれの項目に分類し記載しています。
ただし、個人等が特定される箇所や内容が募集対象に合致しない意見については、記載していない場合があります。
- 5 意見提出者の氏名については、個人が特定されないことがないよう、
A～Qのアルファベット表記に変えて「提出者欄」に記載しています。

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
1	【本編P. 27～29】 (4)障がいのある人の 人権	障がい者の家族やきょうだいの人権やつながりを大切にして欲しいと思います。とくに地域の中で共に育つきょうだい児同士が繋がりを持てるような方策を考えていただきたいです。	・障害のある人が、安心して地域で生活できるよう、川西市障がい者プラン2029では、ともに学び、活動し、ともに支え合う共生社会の推進を目標の一つとしています。この目標達成には障がい者のみならず家族やきょうだいのつながり、地域との繋がりが大事だと認識していますことから、施策を推進する上で大切にしていきたいと考えています。	A-1
2	【本編】 全体	部落差別の問題を主として人権に対する問題として取り上げているが、特別永住の在日外国人への教育の平等を取り上げるべきだと思う。 在日外国人の教育問題は深刻だと思う。 日本では日本の学校は様々な補助の恩恵を受けるが、外国の学校はその恩恵を受けない。特別永住の外国人は日本に永住し、日本で日本人と同じように行政サービスを受けるために住民税を含む税を払い、生活している。 なのに、特別永住外国人だけ、学校の補助や無償化の対象外となっております、差別的扱いを受けています。 教育を等しく受ける権利を有しており、国際的にも日本は是正の勧告を受けています。 国交のない外国との関係上、国が支援できないのは少しは理解もできるが、地方自治体がそれを援助できないのは人権上おかしいと思うのです。 それに対して少しでも川西市から啓発を行い、地域に住む在日外国人の方々が豊かに暮らせるよう近隣の市町村や兵庫県などに働きかけるようなそんな活動をやってもらえないかと思います。	・特別永住外国人は、国が無償化の対象とした学校へ通う場合は補助や無償化の対象となっています。 ・外国人学校（学校教育法第134条に定められた各種学校）への対応については、国の方針の中で進めて行くものと考えており、独自の支援については今のところ考えていません。 ・市としては、P59の川西市多文化共生推進指針（案）の施策の方向性に示しているとおり、国籍・民族に関わらず、それぞれの文化や歴史を正しく認識し、お互いの立場を尊重し合えるよう、人権教育・人権啓発を推進します。	B-1
3	【本編】 全体	最初に自分を大切にすることが大切だと伝えてほしい。 人の好きなことや夢をバカにしたり笑うことはいけないことだと伝えてほしい。 そして、みんなに好きなことややりたいことや夢を語ってもバカにされない、笑われないから大丈夫 そういう社会を自分たちで作っていこうと伝えてほしい。	・P3の人権尊重の理念に示していますとおり、人権尊重の社会を実現するためには、一人ひとりが人権について正しく理解し、自己的人権のみならず、他者の人権も尊重し合うことが求められているとしており、そのためには、自分自身を大切にするとともに、他者も大切にすることが必要であることを啓発等の中で伝えていきます。	C-1

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
4	【資料編Ⅰ】 川西市多文化共生推進 指針	多文化共生推進指針を拝読しました。 以下、簡易に記載します。 ①時代の要請として、川西市としてDE&Iをすすめていくことの明示 多様性、公正、包摂 市としての指針として。 ②「すべての人」の権利を明示 よくあるヘイト発言として、「イヤなら帰れ」というものがある。 そして、「外国人の特権」といった言説を持ち出す者もいる。 WHOや国連規約などを根拠として、「all of the people」のための健康権、教育 権、生存権を明示することで、わたしたちも含めて人として教育を受ける権利、保 健、医療、福祉を受ける権利があることを明示する。 ③情報保障を努力すること 特に、「いのち」に関わることについては優先的な取り組みの方針 災害時の情報保障など ④これからの日本全体の人口動態も変化→川西市も 国立人口問題研究所の未来予測値で日本人減少・外国人増加で1割が外国人となる時 代が来る。川西市も例外ではない。	①のDE&Iの明示につきましては、 DE&Iは、一人ひとりが多様性を認め合い、公平な環境において、その能力を発揮できる環 境を作ることを意味していると理解しています。 本指針では、その内容についてP58の指針の目標と基本的な視点における（２）基本的な視 点①人権の尊重の中で明示しています。 多様性については、一人ひとりの個性やさまざまな文化の多様性を認め合いとしており、 公平な環境では、すべての人が自らの尊厳について認識し、自己実現の権利を認め合うと し、 その能力を発揮できる環境については、偏見や差別を解消し、外国籍市民の人権が尊重さ れ、誰も疎外されることのない人権尊重のまちづくりをめざすとしていることから、DE&I の表記までは考えていません。 ②の「すべての人」の権利につきましては、 第4次川西市人権行政推進プラン（案）の人権尊重の理念において、人権とは、一人ひと りが、人間の尊厳にもとづいて生まれながらにもっている固有の権利であり、すべての 人々が生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない 権利としており、教育を受ける権利、保健、医療、福祉を受ける権利など多くの権利を含 んでいることから、関連する全ての権利の記載までは行っていません。 なお、当該指針においては、P58の指針の目標と基本的な視点における（２）基本的な視 点①で人権の尊重について記載しています。 ③の情報保障については、P59の「５施策の方向性」の「（２）基本的な視点『暮らしや すさの向上』」の「①外国籍市民に必要な情報提供の充実」の中で、市の情報の多言語 化、やさしい日本語の活用、災害発生時の外国籍被災者への支援、医療関係の情報提供な どについて記載しています。 ④の人口動態の変化については、P55の「１策定の理由」の中で、「国においては、少子 高齢化による国内の労働力不足を背景に、外国人労働者の受け入れ拡大を進めていること から、日本で生活する外国人は年々増加しています。本市においても、外国籍市民の増加 と多国籍化がさらに進むものと予測されます。」と記載しています。	D-1

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
5	【資料編Ⅰ】 川西市多文化共生推進 指針	Ⅰ．外国籍市民人数の分析について 2022年以降の大幅な増加傾向について、「比較的短期滞在の労働者」の流入が原因と推察し、その根拠として「技能実習」の転入、転出を挙げている。「技能実習」は、3号までの取得で最長5年の在留が可能な在留資格であり、制度として、「短期滞在」ではない。 https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/temporaryvisitor.html 在留資格についての、基本的な理解を欠く記述である。技能実習は転職ができない制度である。1～2か月の転出が90%を超え、帰国でもないのだとすれば、なぜ、そのような状況となっているのか、分析が必要ではないか。そのための調査は行われたのか。あるいは監理機関による入国後講習の国内各地への配属などではと想像するが。 また、国の在留外国人統計によって、川西市の状況を見ると、2021年以降、大幅な上昇を示しているのは、留学と、特定技能である。2021年から2023年の2年間で、留学が9.5倍（23人→120人）、特定技能が15倍（9人→141人）という顕著な増加を示している。なぜ、数年のスパンでの経時的な変化の確認をもとに、このような急激な変化を示している在留資格の考察に向かわず、増加率が留学や特定技能ほど多くはない技能実習だけについて書くのか。（実際は、技能実習も1-3号口の合計で116人から、174人と1.5倍増加している。） 文教的な立地特性が弱い川西において、なぜ「留学」が、2021年を境として急激な上昇を示しているのか明らかにする必要があると考えるが、市は把握しているのか。 また、国が、開発途上国への技術移転という建前と、人手不足の解消という実態が乖離した技能実習生からの移行を促す目的で、人手不足の解消を明示的に目的として位置づけ、フロントドアからの外国人労働者への導入へと大きく方針を転換し、2019年に創設した特定技能において15倍という著しい増加を見せていることについて、なぜ、調査・分析を行わないのか。推進プラン記述中の市の住民基本台帳による集計においても、2023年から2024年にかけて、技能実習は152人→150人とほぼ変わらない一方で、新たな在留資格である特定技能は、2023年においてすでに129人であり、2024年は148人と、大幅な増加を示し、技能実習とほぼ同じ数となっている。国による現在の日本語教育などの多文化共生政策は、この特定技能の導入による外国人労働者政策の方針転換が、すべての基底となって策定されているものである。川西市の推進プランは、根本的に状況分析の視点がずれている。 私が活動を通して接している人たちは、統計上の数は少ない「技能」「家族滞在」「日本人の配偶者等」などの人々であり、それぞれの課題がある。単に数の多さや増減の分析ではなく、日本国籍も含む多様な外国ルーツ住民の実際の生活の状況の把握、分析が、必要ではないか。国や県の多文化共生政策を踏まえ、市全域の外国ルーツ住民の調査を通じた把握、分析がなされ、それに基づき多文化共生施策の策定が行われるべきである。	・本指針は、外国人と日本人が生活習慣の違いを互いに理解し合い、対等な関係で地域社会の一員として共に幸せに暮らしていける多文化共生社会を実現するための方向性を示すもので、具体的な施策を示すものではないため、外国籍市民の転入・転出理由などの詳細な分析までは行っていません。 ・各事象の個別分析については、具体的な施策立案の段階で、必要に応じて実施していきます。	E-1

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
6	【資料編Ⅰ】 川西市多文化共生推進 指針	Ⅱ．具体的な施策内容について ① 情報提供の充実について 市の情報の多言語化について。市のホームページのGoogle自動翻訳による多言語の設定は、100以上の言語の設定となっており（川西市在住の外国籍住民の国籍数は50か国ほどである）、中には文字化けして何語かわからないものまである。また、あるページを開いていて、この多言語翻訳のボタンを押すと、そのページの翻訳ではなく、市が外国籍住民に一方的に読ませようとする、ゴミ分別についてのリンクなどのポータルサイトに飛ばす。「やさしい日本語」による表記もほとんどない。外国ルーツ住民にとって、使えるものとは全く言えない。何よりもまずは、職員向けの「やさしい日本語」の研修が行われるべきと考える。 外国籍就労者対応、災害時の国際交流協会、NPO等との連携、医療における施策など、すべて「進めます」「努めます」「図ります」という言葉が連ねられているのみで、何ら具体性が無い。	・市のホームページの文字化けについては、現時点で確認できませんでしたが、確認できた場合は対応していきます。 ・多言語化につきましては、より見やすいものとなるよう研究するとともに、「やさしい日本語」化にも取り組んでいきます。 ・「やさしい日本語」の職員研修については、令和6年度中に実施する予定です。 ・指針は方向性を示すものであり、具体的な計画を示すものではありません。	E-2

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
7	【資料編Ⅰ】 川西市多文化共生推進 指針	② 日本語学習の充実 「けんけんひろば」の「日本語ひろば」の充実を図る、としているが、そもそも、「けんけんひろば」は、「多文化共生施策」としての位置づけは現時点においても全く無い施策である。そこに、外国ルーツの子どもたちの方からやってきたことで、市の事業としては成り行きでサポートが始まり、私たち市民の手弁当で活動が維持されているのである。また、「けんけん」はあくまで子ども対象の事業であるため、実際には子どもの送り迎えをしている保護者の日本語学習サポートも私たちは行っているが、実際には同じ場所と一緒にやっているにも関わらず、大人は「けんけん」の対象外という無意味な建前の位置づけの中に、私たちの活動は置かれている。いわば、私たち市民による「多文化共生活動」を市は認めてないのである。また、小中学校の教育現場での施策については全く記述がない。文部科学省の「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況などに関する調査」によれば、周辺他市では行われている、学校での日本語教育のサポーターの組織化や、「教科補習」以外の日本語学習サポートは、川西市においては全く行われていない。子ども対象の「けんけん」を「多文化共生指針」の引き合いとして使いながら、なぜ学校教育については一言も触れないのか。 日本語学習を必要とする外国ルーツの児童生徒の実態を調査把握し、それにもとづき学校現場における日本語学習サポートの仕組みの構築について、方針を示すべきである。そのうえで、学校現場と地域での日本語学習サポートの連携、そして、子どもと大人を分断しない、日本語学習サポートのあり方について、検討を進めるべきである。	・けんけんひろばは、人権擁護の観点から実施しているもので、外国籍児童・生徒が参加することにより、多様な国籍の交流の場にもなってきています。 ・けんけんひろばは、児童・生徒を対象とした教室です。児童の保護者などの大人への対応については、総合センターにおけるよみかき教室や、登録グループの夜間よみかき教室との連携、国際交流協会を通じた日本語教室によりサポートを行っています。 ・市民活動団体に対しては、市民協働事業提案制度で補助金を交付するなど支援しています。 ・学校現場や教育委員会とは、以前より連携しており、P59の川西市多文化共生推進指針（案）の多文化共生施策の推進体制等に示しているとおおり、教育委員会等との連絡調整の場を設け、必要に応じて対応策を検討していくとしているため、その中で日本語学習サポートのあり方等の進め方について連携を図って行きます。	E-3

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
8	【資料編Ⅰ】 川西市多文化共生推進 指針	Ⅲ. 「聞き取り」について 「主な声の内容」は、けんけんの子どもやその保護者など、たまたま、市民活動の中で、行政が接点を持てる外国ルーツ住民にスポット的に、何ら準備もなく調査票もないまま、「なにか困ったことはないですか」と聞いただけのものである。それぞれは個別には「貴重な声」だが、果たして市としての全般的な政策立案の根拠となるようなものだろうか。 庁内調査なるものも、市職員に対して「外国籍の方が窓口に来られて困ったこと」の調査だという。多文化共生の観点から、行政が外国ルーツ住民に対するどのような施策を求められているのか、を検討するのではなく、職員が困ったことについてという観点は、一体、市はどちらを向いているのかと思う。 有識者や市民とともに方針化し、準備をした上での、全市的な多文化共生施策策定のための、総合的な調査をまず行い、その上で、その分析に基づき「多文化共生指針」の策定を、有識者、市民とともに行うべきである。 その他、多岐にわたる課題がある。外国ルーツ住民の、主体としての地域社会への参画をどう保証するのか、日本人側の外国ルーツ住民との向き合いにおいて、どのような働きかけを行うのか、拡大が懸念されるヘイトについてどう対応するのか、など。 国は「地域における多文化共生推進プラン」を示している。 https://www.soumu.go.jp/main_content/000718717.pdf 県も「ひょうご多文化共生推進指針」を示している。 https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr13/tabunkakyousei.html 市として、ここに示されている諸点をしっかり学び直し、推進プラン案の諸点を洗い直し、多文化共生についての総合的な観点と、調査分析によるエビデンスに基づく推進プランとして作り直すことが必要と考える。 ※ 別紙、国の統計資料による分析を添付する。	・外国籍市民への直接聞き取り調査につきましては、当該指針がより実情に沿ったものとなるよう行ったもので、今後具体的な施策立案を行う場合は、必要に応じてその内容に沿った調査を行います。 ・庁内調査につきましては、窓口に来られた外国籍の方の対応で困ったことを把握し、その対応策を整理することにより、多様なニーズに対応できるようにすることを観点に実施したものです。 ・当該指針につきましては、市が設置している学識経験者、市民等から構成されている人権施策審議会にて審議いただいています。	E-4